

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【公開番号】特開2016-165639(P2016-165639A)

【公開日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-055

【出願番号】特願2016-124688(P2016-124688)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月3日(2017.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動領域に対する遊技球の通過状態に応じたレベルの信号を出力するスイッチ手段と、前記スイッチ手段により出力される信号に基づいて、予め定められた間隔で繰り返し実行される反復処理により、前記始動領域を遊技球が通過したか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記始動領域を遊技球が通過したことが判定された場合、遊技情報を取得する取得手段と、

前記取得手段により取得された遊技情報を基づいて、特別遊技を実行するか否かを判定する特別遊技判定手段と、

前記特別遊技判定手段による判定結果を報知する報知演出を実行する報知演出制御手段とを備え、

前記報知演出制御手段は、

前記報知演出において、前記特別遊技が実行されることを期待させる期待演出を実行可能であり、

前記特別遊技が実行されることを期待させる期待画像の表示態様を複数の表示態様の中から選択し、前記期待演出の実行中に、選択した表示態様で前記期待画像を表示可能であり、

前記判定手段は、

前記スイッチ手段により出力された信号のレベルが所定の閾値レベルよりも第1方向に位置すると判定する第1判定、又は、当該信号のレベルが当該所定の閾値レベルまたは当該所定の閾値レベルよりも前記第1方向と反対の第2方向に位置すると判定する第2判定を行う信号レベル判定手段と、

第n(nは自然数)回目の反復処理における1回の前記第1判定が行われてから第n+1回目の反復処理において前記第2判定が行われると、当該第n+1回目の反復処理において更に判定が行われ、当該判定が前記第2判定である場合に、前記始動領域を遊技球が通過したと判定する通過判定手段とを有する、遊技機。

【請求項2】

遊技者の操作を受け付ける操作手段を備え、

前記報知演出制御手段は、前記操作手段により受け付けられた操作に応じて、前記期待

画像の表示態様を複数の表示態様の中から予め選択可能である、請求項 1 に記載の遊技機。  
。